

健康保険組合 加入のご案内

東京都歯科健康保険組合

健康保険組合とは

健康保険組合は、国で行っている健康保険事業を厚生労働大臣の認可を得て、国の代わりに行う公法人です。

組合の事業運営については、事業主と被保険者の代表である議員で構成する組合会において決定されるため、組合員の実態に即した効果的な事業を実施することができます。

東京都歯科健康保険組合の概要

当組合は、東京都歯科医師会を母体として、東京都内における歯科診療所を対象に、昭和30年4月1日、厚生大臣の認可を得て設立しました。

組合の事業概況は以下のとおりです。

平成31年1月末現在	
事業所数	3,988 事業所
被保険者数	14,257 人（平均年齢 42.48 歳）
被扶養者数	5,580 人（扶養率 0.39）
平均標準報酬月額	378,749 円

東京都歯科健康保険組合への加入は、事業主と従業員にとって、 とても魅力的です

健康保険組合が行う事業は、保険給付と保健事業の二つがあります。

保険給付には、健康保険法に基づく法定給付と組合が任意で行える付加給付があり、付加給付等は協会けんぽや国民健康保険よりも充実した独自の給付を行っています。

保健事業は、組合員に対する健康の保持・増進、疾病予防等を目的とした事業で、協会けんぽや国民健康保険よりも充実した独自の事業を積極的に実施しています。

1. プラス α の給付が受けられます

病気やけが、出産、死亡のとき法律で定められた法定給付にプラスした付加給付が受けられるので、被保険者と被扶養者の負担が軽くなります。

① 病院などで受診した時の自己負担限度額（一か月分）が比較的低額で済みます。

支給対象	当組合の自己負担額	協会けんぽの自己負担額	国民健康保険の自己負担額
	標準報酬月額によって	標準報酬月額によって	算定基礎額によって
被保険者 被扶養者	50万円まで	26万円まで 57,600円 28万円以上 80,100円 53万円以上 167,400円	210万円未満 57,600円 210万円～ 80,100円 600万円～ 167,400円
	53万円以上	80,000円	83万円以上 252,600円 901万円～ 252,600円

（但し、被扶養者の通院にかかる自己負担限度額は、協会けんぽと同じ。）

② 主な現金給付の比較

種 別	支給対象	当 組 合	協 会 けん ぽ	国 保
出 産 手 当 金	被保険者	1日につき 1,287円 ～ 30,887円 産前42日目から産後56日目 まで	当組合と同じ。	な し
出産育児一時金	被保険者 被扶養者	法定給付 420,000円* +付加給付 22,000円	法定給付 420,000円*	420,000円*
埋 葬 料	被保険者 被扶養者	法定給付 50,000円 +付加給付 50,000円	法定給付 50,000円	一律 50,000円

※ 出産育児一時金は、産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合や妊娠2週未満の出産の場合404,000円になります。

③ 被保険者が傷病のため休業し、収入を得られない時「傷病手当金（休業補償）」が支給されます。

支給対象	当 組 合	協 会 けん ぽ	国 保
事 業 主 従 業 員	1日につき 1,287円～30,887円 最大給付期間2年	当組合と同額 最大給付期間1年6か月 個人事業主は対象外	傷病手当金の 制度なし

※ 一日単位で受給開始前1年間の平均標準報酬月額の30分の1に相当する額の3分の2が支給されます。但し、協会けんぽから編入後1年未満に給付を受ける場合は減額されることがあります。（出産手当金も同様）

2. 疾病予防を中心とした保健事業が充実しています

被保険者や被扶養者の健康保持・増進のための事業として、人間ドックやインフルエンザ予防接種などが、わずかの負担で受けられるほか、宿泊助成金を支給しています。

① 疾病予防事業

支給対象	補助金		
	当組合	協会けんぽ	国保
被保険者・被扶養者			
人間ドック	本人 33,000円 家族 30,000円	なし	なし
脳ドック	本人 33,000円 家族 30,000円	なし	なし
生活習慣病予防健診	本人 13,500円 家族 13,000円	○生活習慣病予防健診 協会けんぽで契約している健診機関で受診。ただし、35歳以上の被保険者のみ。 ○乳がん・子宮がん健診・肝炎検査 年齢制限などあり。国の費用負担があり割安で受診できる。	○特定健診（無料） 40歳～74歳 ○癌検診 ※ ただし、区によって内容が異なることがあります。
二次検査	全額		
子宮癌検査	1,500円		
C型肝炎検査	4,000円		
大腸癌検査	1,500円		
乳癌検査	5,000円		
前立腺検査	3,000円		
B型肝炎抗原・抗体検査	本人 13,500円 家族 12,000円		
B型肝炎ワクチン接種	15,000円	なし	なし
インフルエンザ予防接種	2,000円 (1人・年度1回)	なし	65歳以上が対象

② 健康保持増進事業

支給対象	補助金		
	当組合	協会けんぽ	国保
被保険者・被扶養者			
レクリエーション (地区歯科医師会主催によるもの)	2,000円 (1人・年度1回)		
宿泊助成金	大人 2,000円 小学生 1,500円 (1人・年度3泊まで)		
夏期借り上げ保養施設 (抽選になることがあります) 1、シェラトングランデトーキョー ベイホテル(千葉県浦安市) 2、ホテルオークラ東京ベイ (千葉県浦安市) 3、きらりの里(静岡県伊東市)	原則宿泊料金は全額負担	なし	なし

*法人会員制ホテル「ラフォーレ倶楽部」の宿泊施設やゴルフ場などのスポーツ施設が利用できます。

*「東京ベイ舞浜ホテル」が法人契約専用宿泊プラン価格で利用できます。

*東京都総合組合保健施設振興協会の共同利用保養所(当組合以外の健康保険組合で所有している保養所)が利用できます。

*全国の「ルネサンス」(スポーツクラブ)が法人会員料金で利用できます。

*東京ディズニーランド・東京ディズニーシーの割引券を春・秋に配布いたします。

*夏季プール割引利用券を配布いたします。

3. 協会けんぽ等の健康保険料等より保険料が安くなります

協会けんぽの健康保険料率 1000 分の 99.0 に比べ、当組合の健康保険料率は 1000 分の 92.0 と低率であり、差引き 1000 分の 7.0 安くなっております。

また、協会けんぽの介護保険料率 1000 分の 17.3 に対し、当組合の介護保険料率は 1000 分の 15.3 であり、差引き 1000 分の 2.0 安くなっております。

健康保険料率と介護保険率を合算した場合、1000 分の 9.0 安くなります。

保険料について

当健康保険組合	協会けんぽ(東京支部)	国保
健康保険料 = 標準報酬月額×92/1,000 介護保険料 = 標準報酬月額×15.3/1,000 (平成31年3月1日現在)	健康保険料 = 標準報酬月額×99.0/1,000 介護保険料 = 標準報酬月額×17.3/1,000 (平成31年3月1日現在)	区によって算出が異なるため、比較はできませんが、参考まで 豊島区の年間保険料は、(世帯加入者全員の算定基礎額×7.25%)に(39,900円×世帯加入者人数)を加えた額(年間最高額61万)と(世帯加入者全員の算定基礎額×2.24%)に(12,300円×世帯加入者人数)を加えた額(年間最高額19万)との合算額 * 介護保険料 (40～64歳の世帯加入者の算定基礎額×1.74%)に(15,600円×40～64歳世帯加入者人数)を加えた額。(年間最高額16万) 市区町村のホームページで試算できる場合もあります。 (平成31年4月1日現在)

※ 当組合と協会けんぽの健康保険料及び介護保険料は、標準報酬月額や標準賞与額に保険料率を掛けた額で、原則として被保険者と事業主が折半負担します。

☆ 当組合と協会けんぽの保険料率を比較し差額計算してみると

例1 歯科衛生士（25歳）の標準報酬月額（給料の総額）が22万円、夏の賞与が25万円、冬の賞与を25万円支給した場合

	当組合	協会けんぽ	差額	事業主負担金差額
健康保険料月額	20,240円	21,780円	△1,540円	△770円
健康保険料年額	288,880円	310,860円	△21,980円	△10,990円

月額（被保険者負担金+事業主負担金）が

1,540円お得！

年額（被保険者負担金+事業主負担金）が

21,980円お得！

事業主の負担が

月額770円少なくなります

年額10,990円少なくなります

例2 歯科医師（45歳）の標準報酬月額（給料の総額）が50万円、夏の賞与が60万円、冬の賞与を60万円支給した場合

	当組合	協会けんぽ	差額	事業主負担金差額
健康保険料+介護保険料 月額	53,650円	58,150円	△4,500円	△2,250円
健康保険料+介護保険料 年額	772,560円	837,360円	△64,800円	△32,400円

月額（被保険者負担金+事業主負担金）が

4,500円お得！

年額（被保険者負担金+事業主負担金）が

64,800円お得！

事業主の負担が

月額2,250円少なくなります

年額32,400円少なくなります

★当組合への加入の手続きについて

◎健康保険の新規適用(加入)は以下の3パターンに分かれます。

- ①法人事業所 → 強制適用事業所
 - ②常勤雇用が5人以上いる個人事業所 → 強制適用事業所
 - ③常勤雇用が5人未満の個人事業所 → 任意適用事業所
- ※②③の個人事業主は健康保険に加入できません。

●健康保険の加入条件

- ①②③共通 事業主が東京都歯科医師会の会員であること。
- ③ 常勤雇用の従業員が1人以上いること。

●厚生年金保険について

- ①②は、健康保険の加入と同時に厚生年金保険も加入していただきます。
- 但し、②の個人事業主は厚生年金保険に加入できません。

●加入の申請書類

以下の加入申請書類を当組合に提出していただきます。

- ①②③共通 健康保険加入申請書（当組合にあります）
- ①② 厚生年金保険の加入書類一式（当組合にあります）
- ① 法人の登記簿謄本 及び 法人番号指定通知書のコピー
- ② 事業主の世帯全員の住民票
- ②③ 賃貸借契約書の写し（診療所を借りている場合）

※協会けんぽからの編入については上記書類（厚生年金保険の加入書類一式を除く）のほか、

- 健康保険組合編入申出書（当組合にあります）
- 調査同意書2枚【協会けんぽ・年金事務所用】（当組合にあります）

問合せ先

東京都歯科健康保険組合

〒170-0004

東京都豊島区北大塚2-11-11

電話 03-3918-7511